

外国人困窮者支援のいま  
—北関東医療相談会月間レポート：2023年3月版—

■支援日誌

□3月1日「重い心臓病の赤ちゃん」

皆様へ

続報です。

① カメルーンからの親子、子供は重たい心臓病、おかあさんも帝王切開、〇〇病院と〇〇医療センターで出産後みてもらいました。

この日は、千葉県と茨城県、そして埼玉県と3か所に同時行かねばなりませんでしたが茨城県を忘れてしまいました。

埼玉県の母子は集団で対応をおねがいしました。その結果は仮滞在6か月でした。親子同時に対応できたので今後が楽しみです。

お母さんは就労は不可ですが国民健康保険がおりました。子供にも国民健康保険ができましたので各種の手当てがつかます。

RHQと併用することによって当面の生活は確保できます。

支払いは、当初赤ちゃんは何とか育成医療(?)ということで制度でカバーできたようです。出産費用は別の制度を活用したのか国と県と自治体でカバーしたようです。

一安心です。

後は、民生委員さんにつなげて終わりですので今週中に手伝いに行きます。

② 茨城県の妊婦健診はできたようですが3万円の費用は当会で支払いを行います。

③ 千葉県は、とにかく何がんだかわからずもう一度都内の保険センターに戻してそこからやり直しとなったようです。

④ 先月お伝えしたと思いますが千葉県の無料定額診療の病院での心臓手術の支払いは87万円でした。

とりあえず支払いをしましたが一気に支払いをすることが良かったのか反省が残りました。

⑤ バングラデッシュ人のKさんは、あまりの極貧と本人の性格もあって支援者がいなくなりました。1年半は面倒をみましたが大家ともめるなどもあってそろそろ自国へ帰ったほうが良いと伝えIOMの制度をもさくしました。そのうちいないと思ったら入管施設に入れられました。入管がバングラ大使館に連れていき帰国の当たらしいパスポートをつくるというのです。

数か月たち突然出てきて家がないと大騒ぎをしているうちに連絡をしても返事がなく。

入管に行った際に確認するとKはIOMの申請をしていないというので彼に連絡しても

電話にでません。

数日前に国際電話が鳴って K からでバングラに帰国したというのです。ある日、入管が来ていきなり帰国したいならすぐに帰国させると言いそのままチケットを彼に渡し空港まで連れて行ったのです。

毎晩、今度は日本の娘に連絡すると言っています。連絡先はというと喧嘩してロックアウトされた自分の部屋のトランクにある日記帳に書いてあるというのです。

今となってはどうしようもありませんが、もう少し素直に人の話をきいていたらこんな事にならずに済んだのにと思いました。

今頃バングラから IOM のお金が欲しいとないてもしょうがないと思います。強制送還かもしれないませんが飛行機代を出してくれただけよかった思うのですが。

30 年前に出て行った兄弟が一文無しで帰国、しかも日本のような進んだ国で一文無し、バッグもない状態、手土産もないとなれば…冷たい家族の目線を感じます。

- ⑥ 最近出産の話が多くきはじめました。シングルマザー3人目、入国3ヵ月で赤ちゃんができた。

### □3月4日「仮放免状態にある子どもの就学支援」

みなさまへ

〇〇市の仮放免者の子弟の義務教育における就学支援に対する文科省に就学支援は必ず受けられるとの通達文書がありました。

萩原理事が探してくださいました。

事の経緯は、〇〇市の仮放免者の子供の就学支援を〇〇市はしていないということから発端で再度確認の意味で文科省に確認してみたところ全国で受けられるとのことでした。

今回は文科省が直接当該市の担当とやり取りをしてくれました。

別の市の議員に県内ではどうなっているのか確認してほしいとおねがいたところでは。

このデータを拡散いただき各自治体で確実に履行していただきたく思います。

[外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入について](#)

[幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年3月5日版】](#)

### □3月7日「アフシンさん」

アフシンさんを支援していただいている皆さまへ、

本日、朝9時に〇〇病院に入院しました。明日の朝9時からお昼にかけてカテーテル、アブレーション治療をおこないます。概ね10日間の入院と説明を受けました。

10日以内に治療の結果がでるということです。アフシンさんの面会はコロナ対策のためできません。お祈りをして待っていきましょう。ということとなりました。

少々お待ちください。

### □3月10日「アフシンさん (2)」

皆様へ

アフシンさんは3月8日(水)に手術をおこないました。その後木曜日はカテーテルの後遺症で一睡もできずにいたようです。木曜日に先生の診察があって金曜日つまり本日退院することになりました。私は、支払のことや今後の生活がどうなるかを聞いておく必要があるので午前中に退院の手続きと担当のMSWとうち合わせをおこないました。

午前11時に退院しました。費用は166万3,212円ということでした。M病院だと300%で800万円と言われ、その後突然アフシンさんから電話があって何とかしてくれと言われ、半年、〇〇病院と調整に入り300万円と言われました。妥当な線でその後すぐに皆様と支援の寄付金集めに入りました。集まった金額は約450万円と言われています。最終確認は後ほど報告をします。

手術が終了して余計な費用がかからなかったとおもわれます。

166万3,212円で終了となりました。

お金の管理は「W」というカトリックの市民団体です。今後のお金の使い方はアフシンさんの生活費とさらなる仮放免者の支援にさせていただくのが適当だと思います。

今回も多様な経験をさせていただきました。無料定額診療事業の必要性、弱者に対する心配り、皆で集中することで命が救われること、支援の枠を閉ざさずオープンにしてあげることによって一つ一つの団体が活性化されると思いました。今後も多くの皆様と「小さくされている人々」に向けた働きをしていけたらと思います。感謝のうちに🙏

### □3月13日「国連と『Karihomensya』」

皆様へ

大澤さん・萩原さんが作成した国連人権委員会・自由権規約に日本語の「仮放免者」がローマ字として記載報告されました。

このことによって仮放免者は英語表記「provsianal release」から「Karihomensya」となりました。

\*\*\*\*\*

Treatment of aliens, including refugees and asylum seekers

難民や亡命希望者を含む外国人の扱い

32. The Committee notes the responses of the State party in regard to the treatment of aliens, including refugees and asylum seekers, and welcomes the information on the development of an improvement plan on treatment in detention facilities, as well as the revision of the deportation procedure establishing the scheduled date of deportation to be at least two months after the delivery of notification on the decision.

The Committee notes with interest that the State party is considering proposing an amendment bill to the Immigration Control and Refugee Recognition Act, stipulating

alternatives to detention as well as the introduction of a system for recognizing eligibility for complementary protection.

Furthermore, the Committee welcomes that the State party is willing to consider measures to avoid long-term detention.

It remains concerned, however, at the alarming reports of suffering due to poor health conditions in immigration detention facilities, including resulting in the death of 3 detainees between 2017 and 2021, as well as of the precarious situations of the “Karihomensha”, individuals who have lost their resident status or visas and are out on “provisional release”, without options to work or obtain revenue.

The Committee is also concerned by reports of the low rate of refugee recognition (arts. 7, 9, 10 and 13)

委員会は、難民および亡命希望者を含む外国人の扱いに関する締約国の対応に留意し、収容施設での扱いに関する改善計画の策定に関する情報、ならびに強制退去強制手続の改正に関する情報を歓迎する。退去強制の予定日は、決定通知の送達から少なくとも 2 か月後でなければなりません。

委員会は、締約国が出入国管理および難民認定法の改正案を提案することを検討していることに関心を持って留意し、収容に代わるものと、補完的保護の適格性を認識するためのシステムの導入を規定する。

さらに、委員会は、締約国が長期拘留を回避するための措置を検討する意思があることを歓迎する。

しかし、2017 年から 2021 年の間に 3 人の被収容者が死亡するなど、入管収容施設での健康状態の悪化による苦痛の憂慮すべき報告や、在留資格やビザを失い、働くことも収入を得ることもできない「仮放免」の状態にある「仮免者」の危険な状況についての憂慮すべき報告については、引き続き懸念を抱いています。

委員会はまた、難民認定率が低いという報告も懸念している（第 7 条、第 9 条、第 10 条および第 13 条）。

33. Taking into consideration the previous recommendations<sup>16</sup>, the State party should:

33. 以前の勧告 16 を考慮して、締約国は次のことを行うべきである:

(a) Promptly adopt comprehensive asylum legislation, in line with international standards;

(a) 国際基準に沿って、包括的な庇護法を速やかに採択すること。

(b) Take all appropriate measures to guarantee that immigrants are not subject to ill-treatment, including through the development of an improvement plan, in line with international standards, on treatment in detention facilities, including access to adequate medical assistance;

(b) 適切な医療援助へのアクセスを含む収容施設での治療について、国際基準に沿った改善計画の策定などを通じて、移民が虐待を受けないことを保証するためのすべての適切な措

置を講じること。

(c) Provide the necessary support to immigrants under “provisional release” and consider establishing opportunities for them to engage in income-generating activities;

(c) 「仮放免」の下で移民に必要な支援を提供し、移民が収入を生み出す活動に従事する機会を設けるよう検討する。

(d) Ensure that the principle of non-refoulement is respected in practice and that all persons applying for international protection are given access to an independent judicial appeal mechanism with suspensive effect against negative decisions;

(d) ノン・ルフールマンの原則が実際に尊重され、国際的保護を申請するすべての人が、否定的な決定に対して停止効果を持つ独立した司法上訴メカニズムへのアクセスを与えられることを確保する。

(e) Provide alternatives to administrative detention and take steps to introduce a maximum period of immigration detention, and take measures to ensure that detention is resorted to for the shortest appropriate period and only if the existing alternatives to administrative detention have been duly considered, and that immigrants are able to effectively bring proceedings before a court that will decide on the lawfulness of their detention;

(e) 行政拘禁に代わる手段を提供し、入国管理拘禁の最長期間を導入するための措置を講じ、行政拘禁に代わる既存の代替手段が十分に検討され、移民が適切に保護されている場合にのみ、適切な最短期間の拘留が行われるようにするための措置を講じる。彼らの拘留の合法性を決定する法廷に効果的に訴訟を起こすことができる。

(f) Guarantee adequate training of migration of border guard officials and immigration personnel to ensure full respect of the rights of asylum seekers under the Covenant and other applicable international standards.

(f) 規約およびその他の適用可能な国際基準に基づく庇護希望者の権利を完全に尊重することを確保するために、国境警備官および移民職員の移住に関する適切な訓練を保証する。

### □3月14日「集会」

皆様へ

明日は移住連の入管法改悪反対の院内集会が行われます。時間のある方をご参加（事前申し込みが必要です）ください。

[【緊急署名】難民を虐げ、在留資格のない人の命を危うくする、入管法改悪に反対します！](#)

署名 難民を虐げ、在留資格のない人の命を危うくする、入管法改悪に反対します！

反対入管法改悪！

출입국 관리법을 개악(改悪)하지 마십시오!

Xin đừng đổi luật nhập cư trở nên tệ hơn!

¡No empeorará la ley de migración!

Não deteriore a lei de imigração!

Do Not Worsen the Immigration Law!

Open the Gate for All #入管法改悪反対

移民・難民の排除ではなく、共生を

緊急 人の命を危うくする、入管法改悪はもうやめてください

院内集会

3.15 (水) 12:00-13:30

参議院議員会館講堂 (議員申込不要、一般・メディア要申込)

動画配信、会場参加申込

<https://bit.ly/3Sd7Tlj>

STOP! 長期収容 市民ネットワーク 構成団体: 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本、NPO 法人移民と難民する全国ネットワーク (代表: 全国難民支援団連合会)、特定 NPO 法人移民支援協会、日本トリック難民移民移動者連帯、入国管理協会、全移民者連帯と闘う弁護士会ハーマスミューマツライヴ・コウ

Open the Gate for All

移民・難民の排除ではなく、共生を

### □3月21日「ミサ」

皆さまへ

2023年3月12日タガログ語のミサ後の集合写真です。子供も多く楽しいミサでした。常総教会は多言語ミサを実施しています。英語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、日本語です。皆様、穴場は日本語です。日本人は3人で残りはすべて外国人です。たくさんのミサ参加者をお待ちしていますが日本人のミサに参加して下さる協力信者を希望します。



### □3月24日「検査報告会」

皆様へ

2023年3月21日（火・祝）さいたま市民サポートセンター（浦和駅徒歩1分）の医療相談会の結果報告会です。1月22日は70人の参加者でした今日は10人と少なかったのですがあまり問題のある人は多くありませんでした。歯医者はとても大変な状態でした。30人くらいの人に紹介状が出されています。

次回から歯磨き教室を開催した方がよいかもおもいました。

長く実施していると少しずつ改善方向にあるのだと思いました。次回を楽しみにしてください。



### □3月27日「NHKの記事」

⑤第5弾、外国人困窮者支援・大澤優真さんの言葉と記事です。

皆様 大澤さんの活動がNHKハートネットに紹介されます。

多くの方に拡散してください。

NHK

## 在留資格が “命のチケット”になってはいけない

外国人支援団体の大澤優真さんのもとには、毎日のように外国人からのSOSが届きます。外国人の多くは「仮放免」。在留資格を失い、医療保険に入らず、就労を認められていない立場です。大澤さんたちの調査では、「経済的問題により医療機関を受診できない」と答えた仮放免の外国人は84%に上り、希望する医療を受けられていない実態が浮かび上がりました。

「日本に滞在する資格があるかないかというのは、日本が国民国家という形をとっている以上は避けられない問題なのかもしれないなと思っています。ただ、健康や命の問題はボーダーレスです。同じ人間なので痛みもあれば、亡くなることもある。それなのに、在留資格が“命のチケット”のようになっているように思います。在留資格があるかないか、あるいは在留資格の種類で、その人の命が決まる状況があります」

NPO北関東医療相談会  
大澤 優真さん

いま、入管問題を考える



注)「支援日誌」は長澤正隆 Facebook を基に修正加筆を行った。

## ■支援状況

### □個別支援（アウトリーチ支援）

- ・アミーゴスのメンバーで個別支援。  
相談支援や医療支援、入管関係支援などを行う。

### □食料・生活必需品等の配布

- ・食料（米、おかず、野菜、調味料など）や生活用品（オムツなど） 121 件
- ・衛生用品（マスク、石鹸、アルコール消毒液）※偶数月に2か月分送付 一 件

### □住居支援

- ①群馬県高崎市に「めぐみアパート」3部屋借り上げ。  
仮放免のフィリピン人2人、イラン人1人が入居中。
- ②埼玉県杉戸町に「すぎとの家」1軒借り上げ。  
現在、空室。

編集：大澤優真